

特定非営利活動法人ノース工房運営委員会

要覧

はじめに・・・



特定非営利活動法人ノース工房運営委員会は、平成22年10月障がい者の就労を支援し障がい者の福祉の向上に寄与することを目的に任意団体として設立しました。

設立にあたっては、精神障がい者家族会・特別支援教育・福祉行政・地域福祉の関係者が中心的に関わり、稚内市において障害者の就労支援施設が必要であるとの認識から、指定障害者福祉サービス事業所として活動していく方向性が確認され、稚内市の旧稚内市立北保育所を無償で借り受け開設を目指すこととなりました。

法人の概要

名称	特定非営利活動法人ノース工房運営委員会
所在地	〒097-0025 北海道稚内市恵比須4丁目6番5号
電話	0162-23-6603
設立	平成23年3月1日
代表者	理事長 岡谷 繁勝

沿革

- 平成23(2011)年3月1日 北海道より特定非営利活動法人として認証
- 平成23(2011)年5月1日 北海道より指定障害福祉サービス事業者「ノース工房」指定
(就労移行支援事業:定員6名, 就労継続支援A型事業:定員10名, 就労継続支援B型事業:定員10名)
- 平成23(2011)年5月1日 「ノース工房」開設
- 平成24(2012)年4月1日 稚内市障がい者地域活動支援センター「さろんきずな」開設
- 平成25(2013)年1月1日 「ノース工房」就労継続支援B型:定員20名に変更
- 平成26(2014)年7月1日 宗谷圏域精神障がい者地域生活支援センター「サポートセンターゆかり」開設
- 平成27(2015)年12月31日 「ノース工房」就労継続支援A型廃止
- 平成28(2016)年1月1日 「ノース工房」就労継続支援B型:定員30名に変更

運営施設一覧

<ノース工房>

「ノース工房」は障がい者の就労支援施設です。様々な作業や一般就労支援を行います。また、生活相談など障がい者の福祉の向上を図る活動をします。



〒097-0025
北海道稚内市恵比須 4 丁目 6 番 5 号
電話 : 0162-23-6603
FAX : 0162-23-6605
Email : northkobo2@bz04.plala.or.jp
HP : northkobo.jimdo.com

<さろんきずな> (稚内市障がい者地域活動支援センター)

「さろんきずな」は障がい者が地域の中でより充実した生活を送れるように活動する場です。利用者に対する相談活動、創作活動、サークル活動、社会との交流の促進を行い、利用者に社会参加を促すことを目的としています。



〒097-0024
北海道稚内市宝来 1 丁目 2 番 21 号
電話 : 0162-73-6577
FAX : 0162-73-6575
Email : mn4yr7@bma.biglobe.jp
HP : salonkizuna.jimdo.com

<サポートセンターゆかり> (宗谷圏域精神障がい者地域生活支援センター)

「サポートセンターゆかり」は、精神障がい者が自立した社会生活及び日常生活が送れるよう、病院・施設等地域の関係者と連携し、入院中の精神障がい者が退院し、地域で生活することができるための支援を推進します。



〒097-0024
 北海道稚内市宝来 1 丁目 2 番 21 号 (さろんきずな内)
 電話・FAX : 0162-73-3600
 Email : sc-yukari@themis.ocn.ne.jp

交通アクセス



ノース工房

- ・稚内駅からタクシーで 10 分
- ・宗谷バス利用 稚内駅からノシャップ行き 恵比須 4 丁目下車 徒歩 5 分



さろんきずな/サポートセンターゆかり

- ・稚内駅から徒歩 10 分
- ・宗谷バス利用 稚内駅からノシャップ行き 宝来 2 丁目下車 徒歩 1 分